

アイホン ITホームセキュリティサービス利用規約

2013年8月現在
アイホン株式会社

ITホームセキュリティサービス利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

アイホン株式会社（以下、「当社」といいます）は、この利用規約（以下、「本規約」といいます）に基づき、ポータルサイト（以下、「ポータル」といいます）」を入り口としてITホームセキュリティサービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本規約の運用）

当社は、第9条に定めるサービス利用料金（以下、「利用料金」といいます）に関する事項を除き、事前通知なくして本規約を変更することがあり、この変更は契約者の承諾を得ることなくできるものとします。

2.当社は、本規約を変更するときは、ポータルによるほか、当社が別に定める方法で契約者に通知します。なお、ポータルでは最新の本規約を掲載します。

3.本サービスに関連して、当社が別途提示する個別規約またはその他の規約（以下「その他の規約等」といいます）がある場合には、契約者は本規約に加えて当該その他の規約等にも従うものとします。

第3条（用語の定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

	用語	用語の意味
1	専用設備	ITホームセキュリティサービスを利用するために必要な機能を搭載した専用機器(インターホン設備を含む)類一式のこと。
2	ITホームセキュリティサービス (本サービス)	契約者が使用する専用設備と当社が管理するサーバー設備を、インターネット経由で接続して、契約者に対して防犯などに役立つ機能を提供するサービス。
3	利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約。
4	申込者	本サービスの利用契約を申し込もうとする者。
5	契約者	当社と利用契約を締結し、本サービスを利用し、利用料金を支払う者。
6	常時接続回線	専用設備をインターネットに常時接続するための回線。

第2章 ご利用にあたって

第4条(利用契約の申込み)

申込者（当社との間でポータル利用規約に基づく契約を締結済み、もしくは締結を前提とした手続き中の者に限り）は本規約を承諾した上で、当社所定の方法により、利用契約を申込みものとします。

第5条(利用契約の成立)

利用契約は、次項に定める特段の不備がない限り第4条(利用契約の申込み)で定める利用契約の申込み手続きが完了するときをもって当社がこれを承諾し、当社が申込みを受付けた日の5日後をサービス利用開始日として、その当日に成立するものとします。なお、当社はサービス開始日と併せて契約が成立した旨を「ITホームセキュリティサービス ご登録通知書」（以下、「本通知書」といいます）として申込者に通知します。

2.当社は、次の場合には、利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1)利用契約の申込み内容に虚偽があった場合。
- (2)申込みに係る常時接続回線について、当社の指定機器を接続しない場合。
- (3)申込者あるいは利用者が、過去に本規約またはその他の規約違反等により本サービス及びポータルの利用資格が取り消されたか、または一時停止中である場合。
- (4)申込者が指定した預金口座または、回収代行会社、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
- (5)申込者が、本サービスに係る料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合。
- (6)申込者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合。
- (7)その他、当社が契約者として不適当と判断する場合。

第6条(利用前の準備)

契約者は、自己の責任と負担において本サービスを利用するために必要な専用設備とネットワーク機器、ポータル契約により当社が割り当てるユーザID/パスワード、常時接続回線等を本サービス利用開始までに準備するものとします。

第7条(サービスの開始)

利用料金の課金開始基準日となる本サービスの開始日は、本サービス申込み手続きに基づき当社から送付します本通知書に記載される「サービス利用開始日」とします。利用者は、本通知書をもって本サービスの利用が可能となります。なお、第10条(利用料金の支払義務)第1項、第2項で定めるとおり課金開始となるのは、サービス利用開始日が属する月の翌月1日からとします。

2.サービスの開始にあたっては、各号の要件を満たすことが必要です。

- (1)第6条(利用前の準備)に定める準備が完了していること。
- (2)専用設備の設定が完了していること。

3.本サービスの利用開始後、所定の期間が経過しても「口座振替依頼書」を返送いただけない場合、当社が受理した「口座振替依頼書」に不備が判明しその不備を通知した後2週間以内に銀行手続きが終了しない場合、当社より一方的にお申込みをキャンセルもしくは解約させていただく場合があります。また必要に応じて文面ほかにて確認させていただく場合があります。

第3章 サービスについて

第8条(提供するサービス)

本サービスは、契約者に対して防犯などに役立つ機能を提供することを目的としたサービスで、以下のサービスがご利用いただけます。但し、必要な機器の接続と設定がされていない場合や、サービス利用設定がされていない場合、また、当社が指定する動作条件を満たしていない場合には、正しく利用することができない可能性があります。

(1)メール通知サービス

当社テレビドアホンのドアホン呼出やセンサーの反応で、携帯電話などの登録先にメール通知を行うことができます。また、画像がある場合はその確認もできます。

(2)インターホン接続サービス

携帯電話や宅外のパソコンから自宅のインターホンに接続して、カメラ付玄関子機の映像確認などができます。

(3)インターホン録画サービス

来客時にインターホンに映し出される画像を、サーバー側で録画して一定量を保存します。あとから、ポータル上から録画画像を確認できます。

(4)ネットワークカメラ接続サービス

市販品のIPカメラと携帯電話や宅外のパソコンと接続ができるようにします。但し、当社が接続できると確認したIPカメラが対象です。

2.本サービスのサービス提供区域は、日本国内とします。

3.当社は、本サービスについて、契約者に事前に通知することなく本サービスの内容の一部を変更、追加することができるものとします。

第4章 利用料金について

第9条(利用料金)

本サービスの利用料金は、下記に定めるところによります。利用料金は月額です。

項目	料 金 額
利用料金	専用設備 1 台ごとに 1 6 0 0 円（消費税別）

2.当社は、利用料金を変更する場合は、契約者に変更する30日以上前に通知を行います。当該期間を超えても専用設備が本サービスを受けられる状態にしている場合には、利用料金の変更に同意したものとみなし、以後、変更した料金を適用することとします。

3. 消費税及び地方消費税は、毎月の請求時に有効な消費税法及び地方消費税法上適用される税率によるものとし、請求ごとに算定します。

4.当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第10条(利用料金の支払義務)

契約者は、本サービスの利用において、サービス開始日の翌月1日から利用契約を解約した月末日までの期間について、利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。なお、サービス開始日が属する月内に契約者により利用契約が解除された場合、料金は課金されません。ただし、同一指定機器による本サービスの申込みが2度目以降の場合は、料金の課金開始月は、利用契約成立日が属する月とします。

2.利用料金の支払いは、支払い対象期間を利用開始日の翌月1日から末日までとして月単位で発生するものとし、日割り計算は行わないものとします。

3.契約者は、前項で定める支払い対象期間において第29条(利用の停止)に規定する本サービスの提供中止、または第13条(常時接続回線の維持および管理)及び第14条(専用設備の設置、維持および管理)の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。ただし、第31条(損害賠償)に規定する場合には、この限りではありません。

4.契約者は、本条2項で定める支払い対象期間において第28条(サービスの中止)第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号に規定する本サービスの提供中止により、本サービスを利用することができない状態が1カ月間に72時間以上継続して発生した場合は、当社はその月の契約者の支払い義務を免除しその月に発生した利用料金を請求しないものとします。但し、手続き上請求停止行為は翌月に繰り越す場合があります。

第11条(利用料金の支払方法)

契約者は、契約者指定の金融機関に口座振替依頼の契約を申し込むものとします。また、契約者は当社が利用料金を別に契約する回収代行業者を通じて、徴収することに同意するものとします。

2.契約者は、当社が利用料金を徴収する目的で契約者の氏名、銀行口座番号を含む取引金融機関、銀行口座の名義、契約者が支払うべき利用料金額等必要な範囲の情報を回収代行業者に開示することに同意するものとします。

3.発生した利用料金は、原則として発生した月の翌月27日に当社が契約する回収代行業者によって口座振替によりお支払いいただきます。なお、振替日が金融機関休業日の場合、翌営業日とします。

4.当社は、原則として本サービスの料金について請求書・領収書の発行を行わないものとします。

第12条(延滞利息等)

契約者は、利用料金に関して、その支払期限までに支払いを行わない場合には、支払期限の翌日から起算し、支払いを完了した日までの日数に応じ、年14.6%の割合で計算して得られた金額を延滞利息として、当該債務にあわせて支払うものとします。

第5章 設備の保守及び維持

第13条(常時接続回線の維持および管理)

契約者は、自己の責任と費用負担により、常時接続回線を維持および管理し、当社による本サービスの提供が可能な状態におくものとします。契約者が常時接続回線の維持および管理を行わないために、当社から契約者に対し本サービスの提供ができない場合や、インターネット回線業者またはインターネット接続業者との契約約款の定めるところにより常時接続回線が利用できない場合は、当社は、本サービスを提供する義務を負わないものとします。なお、この場合も利用料金は徴収するものとします。

第14条(専用設備の設置、維持および管理)

契約者は、自己の責任と費用負担により、専用設備を設置、維持および管理し、当社による本サービスの提供が可能な状態におくものとします。当社は、契約者が専用設備の設置ならびに維持および管理を行わないために、当社が本サービスを提供することができない場合、本サービスを提供する義務を負わないものとします。なお、この場合も利用料金は徴収するものとします。

第6章 契約の変更及び解約について

第15条(契約者等の変更及び届出事項等)

契約者は、本サービスの決済内容、決済方法自体や契約者名及び各種契約者情報を変更する場合は、当社所定の方法により、届出を行うものとします。

2.相続又は法人の合併等により契約者の地位を承継した者は、継承したその日から30日以内に、その旨を当社所定の方法により、届出を行うものとします。

第16条(契約期間)

本利用規約に基づく利用契約の期間は、第5条(利用契約の成立)における利用契約が成立した日から1年間とします。但し、当該期間を経過した場合には、自動的に1年間継続し、以後も同様とします。

第17条(契約者からの解約)

契約者は、利用契約の解約の申し入れができるものとします。利用契約の解約を希望する場合には、月末をもって解約するものとし、解約希望月の15日(消印有効)までに当社所定の手続に従って、届出を行うものとします。なお、16日以降の届出の場合は翌月末解約とします。

2.解約時まで発生した契約者のすべての責務は、解約後といえども存続し、契約者は当社に対しその責務の履行義務を負います。また、当社は既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、契約者が解約に伴って、当社に対して何らかの請求権を取得することは一切ありません。

第18条(当社からの解約)

当社は、第16条(契約期間)にかかわらず、次の場合には契約者に何ら通知催告を要せず本サービスの利用契約を即時解除できるものとします。

- (1)第29条(利用の停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または訂正しない場合。
- (2)契約者が利用契約締結後、第5条(利用契約の成立)第2項第3号、第4号、第6号のいずれかに該当することが明らかになった場合。
- (3)第9条(利用料金)第2項に基づき変更した利用料金を契約者が承諾しない場合。

2.当社は、当社の責めに帰さない事由により、またはやむを得ず、本サービスを終了する場合には、契約者に本サービス終了の30日以上前に通知することにより解約できるものとします。

3.当社は、本条第1項または第2項により契約者、利用者または第三者が損害を被った場合であっても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

第7章 契約者の義務

第19条(ID 及びパスワードの管理)

契約者は、契約成立後、当社が契約者に割り当てるID 及びパスワード（以下合わせて「パスワード等」といいます）を機密として取り扱い、第三者に利用させたり、共有したりしないものとします。また、契約者が本サービスで用いるPCや携帯電話等のハード・ソフトは、セキュリティ面に配慮した維持・管理を行うものとします。

2.契約者はパスワード等を第三者に開示してはならず、また第三者に漏洩することのないよう管理するものとします。

3.契約者は、契約者のパスワード等により本サービスが利用されたときは、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由によりパスワード等が第三者に利用された場合はこの限りではありません。

4.契約者は、パスワード等が盗まれたことや第三者に利用されていることを知った場合、即座にその旨を当社に直接連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第20条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社もしくは第三者の著作権またはその他の権利を侵害する行為、もしくはその恐れのある行為。
- (2)その他、当社が不適切と判断する行為。

2.前項に該当する契約者の行為によって当社及び第三者に損害が生じた場合、契約者は利用資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし当社は一切責任を負わないものとします。

第21条(所有権)

本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号及びそれに付随する技術全般の所有権等は、当社および当社と共に本サービスを提供する法人に帰属するものとします。

第22条(著作権)

契約者は、権利者の許諾を得ない限りは、いかなる方法においても本サービスを通じて提供される一切の情報または電子ファイルについて、著作権法で定める契約者の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

2.契約者は、権利者の許諾を得ない限りは、いかなる方法においても第三者をして、本サービスを通じ提供される一切の情報または電子ファイルについては、使用させたり公開させたりすることはできないものとします。

3.本条第1項または第2項の規定に違反して紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用において当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し損害を与えないものとします。

第8章 当社の義務等

第23条(当社の維持責任)

当社は、本サービスを円滑に提供することができるよう、当社のホームページで公開するアイホン個人情報保護方針に基づき、サービス提供のために用いられる設備について善良なる管理者の注意をもって維持します。

第24条(サーバー設備等の障害等)

本サービスを配信するために用いられる設備は、当社指定データセンター内にある設備とします。

2.当社は、本サービスを配信するために用いられる設備について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかにその旨を契約者に通知します。

3.当社は、本サービスを配信するために用いられる設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに修理または復旧いたします。

4.当社は、本サービスを配信するために用いられる設備を接続するために電気通信事業者より借り受けた電気通信回線(以下「電気通信回線」といいます)について障害があることを知ったときは、契約者にその旨を伝え、速やかに当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。

5.当社は、本サービスを配信するために用いられる設備の設置、維持及び運営に係る作業の全部または一部(修理または復旧を含みます)を当社指定の第三者に委託することができるものとします。

第25条(ユーザ情報の保護)

当社は、契約者または利用者及び第三者の個人情報(以下「ユーザ情報等」といいます)を契約者から直接収集し、あるいは契約者以外の者から間接的に知らされた場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中、これを保持することができるものとします。

また、ユーザ情報等の取り扱いに関しては、アイホン株式会社個人情報保護方針に従い、適切に取得・利用・提供・管理します。

第26条(通信の秘密の保護)

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法に準じて保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

2.当社は、刑事訴訟法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3.当社は、契約者が第20条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当する行為をし、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができるとします。

第9章 利用の制限等

第27条(利用の制限)

当社は、天災地変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるときは、天災の予防もしくは救援、交通通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法第8条に基づき本サービスの利用を制限することがあります。

第28条(サービスの中止)

当社は、以下の事項に該当する場合、何らの予告をすることなく本サービスの提供を中止する場合があります。

- (1) 本サービスのシステムの保守上または工事上やむを得ない場合。
- (2) 第一種電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- (3) サービスの提供が技術的、経営資源的に困難または不可能となった場合、または当社が本サービスの運営上、一時的な中止が必要と判断した場合。
- (4) 火災、停電等の不可抗力または第三者による妨害等により、本サービスの提供が困難になった場合。
- (5) 天災またはこれに類する事由により本サービスの提供が困難になった場合。
- (6) 第27条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合。
- (7) 前各号以外の事由により、当社が本サービスに関するシステムを停止する必要があると判断した場合。

2.当社は、本サービスの中止等により契約者、利用者または第三者が損害を被った場合であっても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

第29条(利用の停止)

当社は、契約者が第5条(利用契約の成立)第2項及び第7条(サービスの開始)第3項のいずれかに該当することが明らかになった場合、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第30条(情報の削除等)

当社は、本サービスの利用にあたって契約者がサーバーに蓄積したデータ等について、次のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前通知又は承諾を要することなく、データの全部又は一部の削除、変更、複製、移動等を行えるものとします。

- (1) データ量が当社の定める範囲を超える場合。
- (2) 当社のサービス運営上必要な場合。
- (3) 契約が解約された場合。

2.当社は、契約者が第20条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当する行為をした場合、本規約のその他の条項に違反した場合、当社の通知や指導に従わなかった場合、その他当社が必要と認めた場合には、次の各号のいずれかの措置又はこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

- (1) 契約者が、第20条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当する行為、その他本規約に違反する行為を中止すること、及び同様の行為を繰り返さないことを要請します。
- (2) 契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (3) 契約者が発信、表示、掲載するデータ・情報を削除、又は他の契約者もしくは第三者が受信、閲覧できない状態に変更します。
- (4) 紛争当事者間で、紛争解決のための協議を行うことを要請します。
- (5) 第29条(利用の停止)に基づき、本サービスの利用を停止します。
- (6) 第18条(当社からの解約)に基づき、利用契約を解約します。
- (7) その他、当社が適切と思われる措置。

第31条(損害賠償)

当社は、当社の責に帰すべき事由により契約者が本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)に陥ったときは、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が利用不能にあることを当社が知った時刻から起算して第10条(利用料金の支払義務)第2項で定める支払い対象期間の1カ月の間に72時間以上その状態が継続した時に限り、当社は、その状態が発生した月の利用料金をその月の損害額とみなして賠償します。なお、契約者が本条により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から1年以内に限られるものとします。

第32条(免責事項)

当社は、本規約に別段の定めがある場合を除き契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとし、また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負わせないものとし、

2.当社は、本サービスの内容、及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとし、当社は、契約者が本サービスを利用中に人身事故、盗難等の犯罪などが発生しても一切責任を負わないものとし、

3.当社は、本サービスの利用により生じる結果について、いかなる責任も負わないものとし、

4.当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとし、

5.当社は契約者の起因及び電気通信事業者の起因による通信および、各機器の中断等により本サービスが利用できなくなった場合も一切責任を負わないものとし、

6.当社は、天災地変、紛争等の当社の責に帰すことのできない特別の事情により生じた損害、または間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとし、

7. 当社は、第15条(契約者等の変更及び届出事項) 2項に関して、契約者が支払いを拒む等の事態が生じポータル及び各種サービスの利用ができなくなった場合であっても、利用者へその旨の通知は行わないものとし、契約者の責任で対応するものとし、

第33条(反社会的勢力の排除)

当社は、契約者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当する場合、および次の各号のいずれか一にでも該当する場合は本サービスの利用申込みを承諾しない、もしくは本サービスの提供を中止します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為をしてはならないものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 風説を流布し、偽計を用い、威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、契約者が前二項のいずれかにでも違反した場合は、契約者の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで、直ちに、本契約を解除することができるものとします。

4. 当社は、前項に基づく解除により契約者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

第34条（合意管轄）

本サービスの利用に関して、当社と契約者との間に係争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合は、名古屋地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第35条（協議）

本規約に関する疑義または本規約に定めのない事項が生じたときは、当社と契約者が誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則 本規約は2011年3月22日より実施するものとします。

2013年8月22日 改定